

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第3回

開催年月日 令和5年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	令和5年度地域別最低賃金額改定の 目安について
公益代表 5名		2	特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る 必要性について
労働者代表 5名		3	その他
使用者代表 5名			

次回本審開催予定日 令和5年8月

[開会] 午前9時40分

会 長 　ただ今から、第54期第3回高知地方最低賃金審議会を開催します。  
　まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 　本日は、委員15名のうち15名出席しており、最低賃金審議会令第5条  
第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立して  
いることをご報告します。

会 長 　次に、この本審に引き続き開催されます専門部会の委員等について事務局  
から説明してください。

賃金室長 　高知県最低賃金専門部会の委員につきましては、関係労使から推薦を受け  
た候補者のうちから、令和5年7月19日付けをもちまして、委員に任命し  
ましたので報告いたします。

　任命した委員の皆様には、お手元の議事次第に添付しています資料の2ペ  
ージをご覧ください。

　名簿の順に委員のお名前をご紹介します。

　公益委員は上村浩(うえむら・ひろし)委員、大井方子(おおい・まさ  
こ)委員、中橋紅美(なかはし・くみ)委員。

　労働者代表委員は市川稔道(いちかわ・としみち)委員、白木政行(しら

き・まさゆき)委員、丸山玲子(まるやま・れいこ)委員。

使用者代表委員は沖田良二(おきた・りょうじ)委員、中澤陽一(なかざわ・よういち)委員、宮地貴嗣(みやじ・たかし)委員です。

会 長 次は、7月20日に行いました事業場実地視察について、事務局から結果の概要について報告をお願いします。

賃金室長 当日は、地域別最低賃金の適用事業場でありますクリーニング業を営む企業の工場に赴き、委員による視察を行いました。

工場内の視察では、様々な衣類のプレス機や衣類をハンガーに掛けたまま運搬するコンベアーなど、作業の省力化や効率化が進んでいる現状や乾燥機やアイロンなどによる作業員の暑さ対策のためスポットクーラーが設けられているなど作業環境にも配慮されている点などを見ることができました。

工場視察のあとは、事業主の方からコロナによる受注の減少や電気代の高騰、業界全体として価格転嫁が進まないなど、厳しい経営状況や高知県最低賃金を踏まえて賃金を支払っている状況などのお話を聞くことができました。

会 長 視察には、専門部会の委員も多数参加されています。

委員それぞれの立場で事業場の実情がつかめたのではないかと思います、今後の審議の参考としていただきますようお願いします。

次は、中央最低賃金審議会において、令和5年度地域別最低賃金額の改定に関する目安の答申がなされました。

目安について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 別添の00のインデックスの目安の答申についての資料をご覧ください。

今回は、中央最低賃金審議会より、ビデオメッセージがありますので、そちらをご覧ください。

(ビデオ上映)

戎野氏 中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表 の男女計及び一般・パート

計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に進められるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等

を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

賃金室長

以上、中賃からのメッセージをもちまして、目安の伝達とさせていただきます。

最低賃金改正の3要素に関するデータにつきましては、後ほど事務局から説明させていただきます。

会 長 目安の説明が、ビデオメッセージで行われたところです。これについてご意見はございますか。

意見なし

会 長 続きまして、議事（２）「特定最低賃金の改正決定の申出について」に進みます。

まず、申出要件について、本審議会において、審議いたしますので、事務局から、現在までの申出状況について、説明をお願いします。

賃金室長 ２業種について、改正の申出がありました。

議事次第に添付している資料３ページの申出書の写しをご覧ください。

７月１４日付けで、全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会から、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の申出がありました。

当該申出は、いわゆる労働協約ケースとなります。

高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の適用労働者数は、本年３月１６日に開催しました第１４回本審において、承認されましたように１，８６２名で申出書の４のところにも記載されています。

これに対して、労働協約の適用労働者数は４０６名で、その割合は２１．８％でした。

従いまして、本申出は、中賃のいわゆる「６１年答申」と照らし、「当該新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね３分の１以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合」に該当せず、申出要件を満たしていないと考えています。そのため、今年度については、改正の諮問については、見送ることとしたいと考えています。

次に、４ページの申出書の写しをご覧ください。

６月３０日付けで、電機連合高知地域協議会から高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の申出がありました。

当該申出は、電子部品等製造業最低賃金の適用を受ける労働者によるもので、いわゆる公正競争ケースとなります。

電子部品等製造業最低賃金の適用労働者数は、本年３月１６日に開催しました第１４回本審において承認されましたように４６３名で、申出書の１のところにも記載されています。

これに対して、適用労働者数は１９５名で、その割合は４２．１２％でした。

従いまして、本申出は、中賃のいわゆる「61年答申」と照らし、「公正競争を確保する観点から当該新産業別最低賃金の改正等が必要と認められる場合（当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む。）」に該当しており、申出要件を満たしていると考えています。

会 長            ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたように、1業種は申出要件を満たしておらず、もう1業種は申出要件を満たしているということです。申出要件について、何か、ご意見がありましたらお願いします。

意見なし

会 長            それでは、事務局の説明のとおりで問題なしということにします。

先ほどの説明のとおり、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の申出については、申出要件を満たしていることから、当該業種について、高知労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無の諮問をされるということです。それでは局長、お願いします。

局長から会長に諮問文を手交

会 長            それでは事務局から諮問文を配付してください。

諮問文を全員に配付

会 長            事務局から諮問文の朗読をお願いします。

諮問文朗読

会 長            それでは、中村高知労働局長から挨拶をお願いします。

局 長            諮問に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申し出があり、先ほど諮問させていただきました。

大変お忙しいところ申し訳ありませんが、円滑なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長           ただ今、局長から高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について必要性の有無に係る諮問を受けましたので、特別小委員会を設置したいと思います。前回の審議会において、特別小委員会は公労使各3名の本審委員で構成することとしておりますので、選出していききたいと思います。

          なお、委員が都合で出席できない場合の代理委員1名も併せて選出をお願いします。

          公益は、上村委員、中橋委員、浜田委員を担当委員とし、私が代理を務めることとします。

          次に労働者代表委員から選出をお願いします。

市川委員       労働側は私と大崎委員、白木委員が担当し、代理は丸山委員とします。

会 長           使用者代表委員はいかがでしょうか。

沖田委員       使用者代表は私と片山委員、白山委員が担当し、代理は中澤委員でお願いします。

会 長           それでは、特別小委員会を担当することとなった委員の皆様、よろしくお願いします。

          なお、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項といたしまして、新産業別最低賃金の決定等の必要性につきまして、諮問された場合は、「審議会は全会一致の決議に至るよう努力するものとする。」とされております。この点を審議に当たり、配慮いただくよう、よろしくお願いします。

          また、特別小委員会の議事録の確認担当者については、例年、第1回特別小委員会で決定しておりますので、そのような取り扱いとします。

          事務局においては、第1回目電子の特別小委員会の日程調整を行ってください。

会 長           次は、電子特別小委員会を公開するかどうかについてです。

          特別小委員会については、座長の選出、関係資料の説明のほか、改正の必要性を審議することとなります。

          この審議においては、参考人の招聘を予定していることから、若干、個別の企業の話になることもあるかとは思われますが、参考人には事前に公開とする事をお伝えし、個別企業名等の発言に、ご配慮をお願いすることとして、例年のとおり、公開することによろしいでしょうか。

## 異議なし

会 長           了承いただきましたので、事務局には公開することへの対応をお願いします。

次は、その他ということですが、これから最低賃金の改正審議が行われるにあたりまして、統計資料等について事務局から説明してください。

賃金室長       資料01をご覧ください。

縦にして中央の下に番号を振っておりますが、21ページを開いてください。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移となります。

高知県の属するCランクは、令和4年5月から令和5年5月で3.7%上昇しています。4年5月はDランクでしたが、昨年も2.8%上昇しています。

なお、消費者物価指数については、本年度6月分のデータがありますので、後ほど説明させていただきます。

次は、23ページで影響率の推移となりますが、全国平均で19.2%、高知県も全国平均とほぼ変わらない18.7%でした。

次は、40ページをご覧ください。

ランク別・都道府県別の一人当たりの県民所得及び標準生計費、高卒男子及び女子の初任給です。

県民所得のデータは、令和元年度であります。Cランクの順位がわかりますので説明します。

高知県は、266万3千円で昨年より1千円少なくなっており、全国41番目、昨年は40番目でした。

所得の最も近い県は、長崎県で265万5千円で高知県が年間8千円高いこととなります。

また、青色のラインを引いている県は、最低賃金が853円の県でいずれも全国でも県民所得下位の県となります。

Cランク13県の中では、高知県は7番目の所得で、中くらいにあります。

その隣は、4人世帯の標準生計費ですが、高知県は21万7千400円。全国では16番目に高い生計費で、これもまた、長崎も生計費が高くて15番目になります。

最も安い県は青森で、この表の下から2段目になりますが15万4千450円ですから、高知県とは月額で6万2千950円もの差があります。

Cランクの中では、先ほど説明した長崎に次いで、2番目に生計費が高い

県となっております。

そして、隣の高卒男子の賃金は、全国41番目であった昨年から45番目になっており、女子も昨年24位から下がり40位となっています。

従いまして、高知県県民所得において、高知県はCランクの中くらい、生計費はCランクで2番目で全国でも16番目、賃金は男子が45位で下に2県、女子はCランクの中では、下に2県となっています。

次は41ページをご覧ください。

有効求人倍率となりますが、高知県は1.18倍で、Cランク内では沖縄の0.98倍に次いで低くなっており、ほかのCランク県と比べても少し差があるようです。

また、1段下の鳥取は1.68で、Bランク一番下の段の島根は1.83で、後ほど少し触れますが非常に高い有効求人倍率を示しています。

次の42ページは、失業率で、右から二列目の令和4年は高知県1.9%です。

全国的に高知より失業率の高い県は、たくさんありますが、Cランクでは沖縄が最も高く、3.2%で令和3年の3.7%から比べるとずいぶん良くなっています。次に、高いところは青森が2.9、熊本2.6、岩手2.5%となっています。

次の43ページは、定期給与の推移でCランク内で9県が上昇しています。

高知県は22万6千330円で上昇しているとはいえ、令和3年から2千円程度の上昇に留まっております。

次に、45ページをご覧ください。

パート求人票による募集賃金の下限額平均となります。

右から3列目が令和4年平均です。

高知県は958円で上がってはいるものの、最賃の上った分より低い状況です。

また、令和5年4月では972円まで上昇しており、山形、長崎、岩手、秋田、宮崎、青森は、高知県より募集金額は、低くなっています。

ただ、これは高い専門職種の求人が多ければ必然的に高くなりますので、注意が必要です。

次に、50ページをご覧ください。

1月当たりの消費支出額ですが、高知県は昨年から物価は上昇しているものの消費者支出は減っている状況があります。

54ページは、就業者数となります。

令和4年は高知県は、35万人で増減はなく、同じくらいの県の鳥取も30万人で増減はありません。

また、Bランクになった島根は、37万人ですが就業者数が2万人も増加している状況です。

有効求人倍率も島根は特に高く、鳥取からも働きに行っている方もいるのかもしれない。

117ページをご覧ください。

電気・ガス激変緩和対策事業で補正予算3.1兆円を計上し、1月使用分から値引きが開始されています。

目安小委員会において、労働者側委員からは「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の成果策効果により表面上、物価の上昇が抑制されているが、この対策が終了する10月以降のことも、考えておかなければならないと指摘されております。

続いて資料02をご覧ください。

資料02だけ、通し番号を縦にして右下に振っていますのでご注意ください。奇数番号が見にくくなっています。

4ページをご覧ください。

これは、「令和5年賃金改定状況調査結果」で、30人未満の事業所を調査しているということで、より最低賃金の近傍労働者が多いと思われる中小規模事業者のデータとなります。

ランク別に出して、Cランクでは、5年1月から6月の間に賃上げを実施した事業所の割合が、上の段の3列目の卸売・小売業では37.3%で、昨年はDランクは33.5%ですので、賃金を改定した事業場の割合が増加しています。

7ページは4表で、目安小委員会の使用者側は4表について3要素を総合的に表しているとし、4表の上昇率を最も重視するとしています。

上の段の産業計及び男女計のCランクは2.1%の上昇で、連合春季賃上げ妥結状況の中小企業の賃上げ率は3.36%で、経団連の中小企業は2.94%となっており、労使交渉手段を持つ中小企業より、手段を持たない企業を含んだ賃上げ率は低く出ております。

さらに、Cランクの女性では、時間額で1,102円から1,127円へ2.3%上昇と産業計よりは、上昇しています。

なお、右から3列目の生活関連サービス・娯楽は昨年はマイナス3.4%へ下がったところ、プラス3.4%まで上昇している状況があります。

次の8ページの第4表は、労働者を一般とパートに分けておりますが、Cランクのパートの時間額が男性も含めた形で示されています。

Cランクのパートは、令和4年6月が1,003円で、5年は2.5%上がって1,028円という状況にあります。

卸売・小売業は2.7%上がって1,003円、宿泊・飲食サービスは

2.5%上がって、985円となっております。

また、生活関連サービス・娯楽は997円となっております。

次の9ページをご覧ください。

昨年6月と今年6月両方に在籍していた労働者のみを対象として集計したもので、途中で入社または退社した労働者が除かれていますので、より正確な賃上げ率を示すデータとされています。

Cランクの女性の産業計では、2.8%上昇し、3列目の卸売・小売業2.6%、5列目の宿泊・飲食サービスで3.5%、生活関連サービス・娯楽3.1%上昇しています。

また、下のほうのCランクパートは産業計で2.7%、3列目の卸売・小売業で2.6%、5列目の宿泊・飲食サービス業で3.8%、生活関連サービス・娯楽で3.6%上昇となっています。

従いまして、最低賃金近傍の方が多くいるといわれている業種、パート及び女性は全体としては賃上げ率は2.1%程度より高く上昇している状況があります。

結果、昨年と比べれば今年度の賃金上昇率は高くなっているものの、春闘などの結果より低くなっており、30人未満の事業場において、賃上げが厳しい状況があるところです。

もう1ページめくっていただき、見えにくいですが右下に11としているページをご覧ください。

事由1は昨年同様に7月以降改定するというもので、Cランク3列目の卸売・小売業は18.3%、下の段1列目の宿泊・飲食サービス業は19.5%、生活関連サービス・娯楽は11.6%となっており、事由5は昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施というもので、上の段3列目の卸売・小売業の事由5は11.3%、下の段1列目の宿泊飲食サービス業は10%、2列目の生活関連サービス・娯楽業は8.5%となっております。

次は18ページをご覧ください。

「地域別最低賃金額、影響率及び未満率」となります。

下の表をご覧ください。

高知県は黄色のマーカー部分で、昨年853円になったことで賃金に影響を与えた労働者の割合が18.7%となっています。

青色のマーカーは、Cランク県で左から大分は19%、熊本は18.2%、山形は19.2%、佐賀は19.3%、長崎は21.4%、岩手は21%、鳥取は17.6%、秋田は22.2%、鹿児島は20.4%、宮崎は19.0%、青森は25.3%、沖縄は18.3%です。

Cランクの中では高知県は影響率は熊本、沖縄に次いで比較的低い方となります。

また、赤のマーカ―は今年からBランクになった愛媛と島根で、影響率は13.4%と15.9%と低いです。

次に、58ページをご覧ください。

高知県を拡大しました。57ページの左下が見やすいかもしれません。

グラフは短時間労働者の賃金の分布の表になり、縦軸は人数、横軸は賃金額となります。

令和4年の賃金構造基本統計調査をもとに作成したものですので、最低賃金が820円の時の調査で、2本だけ大きくなった部分は、850円が2,250人、900円が2,400人程度で金額のキリの良いところの人数が多いことがわかります。

なお、県によって最賃近傍労働者数に大きな違いがありますが、そもそも就業者数の違いによるものです。

次は、111ページをご覧ください。

価格交渉の状況で、「価格交渉を申し入れ応じてもらった。」または「発注者側からの声掛けで交渉できた。」は9月結果で58.4%から3月結果で63.4%に好転しています。

112ページは価格転嫁の状況で、「コスト上昇分の高い割合7割から10割価格転嫁できた。」のが9月結果で35.6%、3月結果で39.3%となっており、好転したところがある一方で、「全く転嫁できない。」と「減額された。」割合も20.2%から23.5%に増えている状況があり、下請け企業の多い高知県での価格転嫁は厳しい状況があるのではないかと考えられます。

次に113ページになりますが、中賃においては通常の事業の支払い能力のところで、原材料の転嫁率が48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて11から13%低い水準であり、賃上げの原資を確保することが難しい企業も多く存在すると指摘しています。

資料04の1ページをご覧ください。

04も縦にして下の真ん中にページ番号を振っております。

鋳工業の生産指数で、高知は27年を100として表しており、令和元年から2年まで大きく生産が落ち込み、その後、現在まで緩やかにはなっていますが落ち込み続けている状況にあります。全国とは逆の状況にあります。

2表下は、大型小売店の販売額で、コロナの時期でも売り上げを伸ばして高止まりしている状況です。

次のページ3表は、倒産件数の推移で、5年の1月からの倒産件数は8件で、昨年が5件でしたので増えてきております。

4表は、消費者物価指数で、令和2年を100としており、表の右端にな

りますが令和5年6月には全国が105.2%、高知県も全国の上昇率とほぼ同じ105.1%となっています。

5表は、有効求人倍率で、左側のグラフが年ごとに急激に下がったあと、令和2年から上昇に転じております。

右側は、月別に見たものですが、高知県は5年2月から悪くなってきており、心配されるところです。

次のページの7表は、標準生計費で、全国平均より高くなっている状況で、先ほども言いましたが全国16番目に、Cランクでは2番目に高い状況にあります。

次のページの9表は、賃金構造基本統計調査で、10人以上の規模の高卒初任給です。

令和2年から通勤手当を含み始めたので金額が上がっていますが、2年から3年は、男子でほぼ横ばいで、女子が上昇していましたが4年は下がっています。

3年の女子の上昇についても抽出調査であり、選ばれた事業場が高かった可能性があります。

下の10表は、同じく高卒初任給ですが、高知県内の安定所が3月から5月に受理した新規学卒者の雇用保険資格取得届を集計したものです。5年のところは、4年度の卒業生となります。

この集計では、高卒女子は先ほどの賃金構造調査と逆で、5年度は上昇して17万5千円となっております。

6ページの11表をご覧ください。

女性パートの賃金で、10人以上の規模を集計したのですが、1,122円で29円上昇しています。抽出調査とはいえ、全体的には上昇傾向にあるものと思われます。

12表は、事業場規模10人以上の女性パートタイムの業種別に集計したものです。抽出した事業場によって、変動がありすぎて難しいところではありますが、医療・福祉は上昇傾向にあり、30年と比べていくと全業種で上昇傾向にあることは、見て取れる状況です。

次は7ページをご覧ください。

毎月勤労統計調査ですが、5年4月分で事業所規模5人以上のデータです。

黄色のマーカーの一番上の決まって支給する給与は、前年同月比で1.5%とわずかですが上昇しております。

賃金の上昇は1.5%でしたが、その下のマーカーの総労働時間数は2.2%減少しており、労働時間が減っても賃金は上昇している状況にあります。

また、パート労働者の比率も2.9ポイント増えております。

これらについては、目安小委員会における使用者側委員は、いわゆる年収の壁を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等に人手不足に拍車かかっているだけでなく、賃上げが実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘しています。

次の8ページをご覧ください。

最低賃金近傍者が多い卸売・小売業では、決まって支給する給与は2.9%上昇、下の表の総実労働時間は1.1%減っている状況です。

上の表の宿泊・飲食サービスにおいては、決まって支給する給与が10.4%下がり、下の表の総労働時間も10.9%となっており、労働時間の減少分賃金が下がっている状況があります。

次は、生活関連サービス業で、決まって支給する給与は11.4%上昇し、総労働時間は1.3%しか下がっていない状況です。

次は24ページをご覧ください。

本年7月の求人情報誌の求人金額を調べたものですが、左の表の業種別求人数の多いところでは、卸売・小売業が60件、飲食・宿泊が74件、サービスが70件となっており、昨年の求人数273件に対して今年は250件という状況があります。

850円台が29件で全体の11.6%、860円台の求人が48件で全体の19.2%を合わせて30%占めており、なかなか応募がないまま最低賃金近傍の金額で求人を行っているところもあるように思われます。

次は、33ページをご覧ください。

高知県内企業の賃上げ調査で、上から正社員の賃上げを行った企業の割合は、昨年より10.2ポイント上昇、90.5%となっています。

また、非正規社員の賃上げも昨年より12ポイント上昇、63.7%となっています。

賃上げの理由は、モチベーションの向上が76.3%、採用・人材の確保が58.8%、物価上昇を考慮が急増して53.4%となっています。

35ページの黄色のマーカをご覧ください。

全体的に賃上げを実施したが38.9%となり、昨年より13.7%上昇しています。

その下の賃上げの予定はない割合は、卸売・小売業で12.2%、サービス業で14.8%と割合が減っています。

次のページの黄色のマーカのところです、賃上げ額50円未満の割合が減ってきております。

次は53ページをご覧ください。

上のグラフは、県民所得と労働分配率の推移になります。

労働分配率は、令和元年の62.3%から令和2年は67%に上昇しています。

全国は75.5%ありますので、全国と比べると高知県の労働分配率は、低いと言えます。

労働分配率は、県民所得分の雇用者報酬で計算されます。

令和2年に労働分配率が大きく上がった背景には、大きく県民所得が減っているのに雇用者報酬は横ばいであることが、原因となっています。

この県民所得が減ったのは、コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言など経済活動の抑制や外出自粛などの影響があります。

ですから、直近の労働分配率は、令和4年度の下半期から令和5年度の現時点までの県民所得の状況次第ということになり、大きく回復していれば、労働分配率も下がっていると考えられます。

次は、92ページをご覧ください。

高知県金融経済概況で持ち直しの動き続けているものの、そのペースは鈍化している。

観光は着実に回復、設備投資は持ち直しの動きに一服感が見られ、公共投資は弱め、先行きについては、企業・家計の両部門において所得から支出へ前向きの動きとのことです。

次は、114ページをご覧ください。

高知県内企業の景況調査で、今季4～6月期は景気判断の良いから悪いを引いた総合判断BSIは、全産業でマイナス2ではあるものの、前期から8ポイント上昇しています。

価格の値上げは、浸透しつつあるものの、原材料やエネルギーの高騰分を十分に転嫁できていない。

来季は、全産業で好転する見込みとなっています。

このように4表のデータで中小の賃上げは厳しい状況にありますが、労働分配率や企業マインドについても光が見えている状況にあります。

次は、126ページをご覧ください。

高知市消費者物価の最新データで、令和5年6月分になります。

前年同月比で、総合は3.7%、生鮮食品を除く総合も3.7%、生鮮食品・エネルギーを除く総合では、4.7%の上昇となっています。

主に上昇したものでは、家具・家事用品が10.2%で、洗濯用洗剤の上昇が主に寄与しているとのことで、続いて食料8.5%、おにぎり・からあげ・焼き魚が上昇に寄与しているそうです。

下落の主なものは、先ほどから説明していますが電気代の値下げで、政府の電気ガス価格激変緩和対策事業の関係でマイナス6.6%となっています。

それでは、資料07の5ページの表をご覧ください。

消費者物価指数の最新6月分の全国総合は、3.3%、持ち家の帰属家賃を除く総合は、3.9%の上昇となっています。

データとしてはこれを利用しており、持ち家というのが消費者と実際に市場での売買のないことを理由としております。

赤の折れ線グラフになりますが、昨年4月からさらに消費者物価指数が上がり、4年10月をピークとして、本年4月には少し下がりましたが、3.9%の上昇となっております。

天候要因が大きい生鮮食品及び海外要因で変動するエネルギーを除けば4.3%の上昇となっています。

6ページをご覧ください。

物価上昇の寄与度になりますが、生鮮食品を除く食料の寄与度が最も高く2.5%で、家計を直撃している状況もありますし、買い物に行った時はその実感もございます。

一方、エネルギーは0.7%となっています。

消費者物価指数は11月から1月にかけてピークですが、ここからエネルギーがマイナス寄与してきているものです。

7ページをご覧ください。

下に注1として基礎的支出項目の説明があります。

基礎的支出項目というのは、必需品的なもので食料、家賃光熱費、保健医療サービスなどが該当します。

ですから、最低賃金近傍の労働者には基礎的支出項目である必需品の上昇が、家計を圧迫することが考えられます。

この、基礎的支出項目のデータは、全国データしかなく、6月分は3.7%の上昇となっております。

6月の消費者物価指数の総合が、3.3%の上昇でした。

少し前に説明させていただきましたが、高知市の6月分総合は3.7%の物価上昇ですから、全国の総合より高知市の総合の物価指数は上昇していることとなります。

この、高知市の上昇の割合を全国の基礎的支出の上昇の割合にかけて、概算で高知市の基礎的支出項目の物価上昇率を計算しますと、4.15%の上昇となります。

あくまでも概算ですが、最賃近傍者に影響を与える基礎的支出項目の物価上昇は、高知市において4.15%となります。

8ページをご覧ください。

月に1回程度以上の購入は3.2%の上昇です。

電気は単位がひと月でしたので月1回以上になり、エネルギーのマイナス

寄与の影響が伺えます。

1 回程度未満も 4 . 1 %で上がっている状況にあります。

次に、資料 0 7 の 3 ページをご覧ください。

中賃の答申における労働者の生計費について、物価指数は時限的なエネルギー価格の負担軽減策により、上昇率が押し下げられているものの、4 %前後にあり、消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最賃近傍労働者の購買力を維持する観点からも最低賃金が消費者物価を一定程度上回る必要性があると指摘し、1 0 月から 5 年 6 月までの物価上昇率は 4 . 3 %であることを踏まえることが適当とされています。

1 0 月から 6 月までの物価上昇率というのは、1 0 月から 6 月までの平均物価上昇率で、C ランクは 4 . 0 %となっています。

高知市の物価上昇率を計算するため、資料 0 4 の 1 3 1 ページの左端の総合の一番下の段である前年同月比 1 0 月から 6 月の平均を出しますと、3 . 5 8 8 8 となり、高知市総合では平均 3 . 5 9 %の物価上昇率となります。

もう一度、資料 0 7 の 5 ページに戻ってください。

6 月ですが全国総合 3 . 3 %に対して、持ち家家賃を除く総合は 3 . 9 %となっており、この比率を先ほど計算した高知市の総合の 3 . 5 9 %に掛けますと 4 . 2 4 %となります。

あくまでも概算ですが、高知市の 1 0 月から 6 月までの持ち家家賃を除く総合の平均物価上昇率は 4 . 2 4 %となります。

次に、資料 0 5 に戻ってください。

「令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。

1 ページは、調査の概要で、3 が調査対象で製造業及び情報通信業のうち新聞、出版のみ 1 0 0 人未満で、その他は 3 0 人未満の事業場が対象となっています。

5 の調査対象期日は、今年の 6 月分の賃金になります。

6 の集計結果は、調査対象の母集団に事業所数比で復元した数値で、母集団事業所数 1 万 3 千 6 8 7、労働者数 9 万 4 千 8 0 0 人に対し、抽出結果は 7 6 3 事業所、6 , 4 1 1 人分です。

資料の 3 ページは、復元した結果を総括表 ( 1 ) として添付しております。

特定最低賃金である電子部品等製造業については、令和 3 年から高知県最低賃金の金額が適用することになっていますので、それも含めて集計しています。

また、労働者にはパートも含めた人数となっています。

現在最低賃金は 8 5 3 円ですから、8 5 3 円未満の方が 1 . 5 %いて、8 5 3 円までの方は、全体の 8 . 7 %いるということになります。

次に、6ページをご覧ください。

これは、パートのみの集計で853円までの労働者が全体の16.4%いるということで、パートに最低賃金で支払われている方が多くいるということです。

次に、11ページをご覧ください。

本年度から添付している資料です。

パートを含む全労働者のデータですが、目安39円が示されましたので、目安どおり引き上げられた場合は892円のところになります。

影響率については、最低賃金が892円に引き上げられても、もともと892円で支払っている人には影響はないということで、賃金額が891円までの人に影響を与えるという数値となります。

影響率は20.52%となります。

次に、資料06をご覧ください。

この資料は、「高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費との比較表」です。

高知県最低賃金の1か月換算額と生活保護費である、生活扶助(1類費、飲食衣類+2類費光熱水費+期末一時扶助費)の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値(高知県内生活保護受給世帯加重平均)の合計とを比較することにより、高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費を比較したものです。

生活保護費及び住宅扶助実績値は、令和3年度を使用しており、最も新しいデータということになります。

従いまして、生活保護費とは令和3年度の最低賃金を比較しているものです。

1ページ目の本省が示した高知県の生活保護費は、92,074円で、令和3年度の最低賃金の1か月換算額から可処分所得を割り出した金額は116,293円であり、高知県最低賃金額が上回っております。

2ページ目は、生活保護費と最賃における可処分所得について、高知県のデータを当てはめ本省の計算と合致しているか確認したもので、網掛け部分が生活保護費となり、下の段の網掛けの左隣が可処分所得となり、本省の額に間違いがないことが確認できます。

なお、可処分所得割合の0.816は、税・社会保険料・雇用保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率でございます。

会 長

ありがとうございました。

時間の制約もございますので、統計資料についてご質問がある場合は、事務局にお問い合わせのこととして、委員から質問等があった場合は、専門部会

の場及び質問のあった委員に回答するようにしてください。

次は、第4回本審についてです。

次回の本審は、専門部会で全会一致とならなかった場合に開催し、採決を行うこととなります。

この、採決に関しては、特段非公開とする必要はないと考えられますが、公開とすることとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長            それでは、本審で採決することとなった場合については、公開とすることとします。本審の日程はどのようになっていますか。

賃金室長        本審の日程については、専門部会の状況に応じて調整をさせていただきます。

会 長            それでは、日程が確定次第、事務局において公開の対応とともに、本審の開催の見通しなどについて、できる限り細かく委員への連絡を行うようにしてください。

次に、地域別最低賃金の改正の意見に関する異議申出があった場合に、いわゆる異議審を開催しますが、この公開についてお諮りします。

今年度も公開とする取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長            了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。

これから、専門部会において審議を行っていただくこととなりますが、審議を行うにあたって、労使双方の委員からご意見をお伺いしたいと思います。この段階で労働者代表委員から何かございますか。

市川委員        目安が39円という過去最高の額が出ましたけれども、労働側としては、生存権を確保する水準にはないと考えています。

一方で、現下の物価上昇の中で、最賃近傍の労働者は、相当厳しい生活を送っているだろうと想像されるわけで、今年の審議におきましては、3要素のうちの生計費に重点を置いて、セーフティネットとしてふさわしい金額が、どれぐらいか、絶対額について重きを置いて審議していただきたいと思っております。

会 長 使側代表委員から何かございますか。

沖田委員 目安額の感想ですが、今回示した39円というのは、結果的にこうなるだろうと、予見された数字がそのまま出てきたものであって、中央最低賃金審議会でも労使の意見の隔たりがある以上、どうしても公益委員の見解に頼らざるを得ないところです。中賃の公益委員の考え方というのは、これまでもそうだったように国の方針に基づいた結論になってるといのはこれまでもずっとそうだったので、やっぱりと感じています。

もともと最低賃金を全国加重平均1,000円にという目標は、2015年に当時の安倍首相が、最低賃金を毎年3%ずつ上げていって、2023年度に達成することとしたものです。ところが、3%という賃上げが、コロナの影響で見送った部分を去年と今年で帳尻をあわせたと受け止め方しかできません。

たまたま、今回の消費者物価指数の上昇が4.3%となり、それが中賃の公益委員にとって、1,000円にするためのいい理由付けになったのではないかと考えています。

もう1点申し上げたいのは、市川委員は組合・労働者の代表者という立場で申されたんですが、使用者代表という立場で考えると、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、現地視察をさせていただいて、価格転嫁ができない厳しい業界の状況を訴えた経営者が、目安39円っていう新聞報道を見てどのように思ったんだろうということが、非常に気がかりになっております。

当然、同じような思いをされている経営者はたくさんいると思います。

目安額に係る公益委員見解では、通常の事業の賃金支払能力は、厳しい産業や企業の状況のみを議論するのではない。そんな企業にまで配慮する必要はないと言っているんだろうと思いますが、現実に視察した企業の業界ですが、苦しい現状も訴えていますので、個人的には最低賃金の引上げを重く受けとめざるを得ないと考えています。

これからの専門部会で、このあたりをどう評価するのか、しっかり議論させていただきたいと思います。

会 長 それでは、労使のご意見と中賃の答申を踏まえまして、今後の専門部会におきまして、十分な審議を尽くしていただき、できる限りの合意を図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、議事録の確認者のことですが、前委員の野村様が使用者側の確認者としていましたが、退任されましたので、前回の第2回審議会の分を含め

て、今後どなたが確認を行うか決めておきたいと思います。

沖田委員 私を確認します。

会 長 よろしくお願ひします。  
次に市町村からの意見書について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 次第に添付している資料の7ページ以降に入れておりますが、前回の審議会でも報告させていただいた「最低賃金法改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」が、その後、安田町、本山町議会から提出されています。

会 長 事務局のただ今の説明で何かご意見はありますでしょうか。

意見なし

会 長 次は事務局から報告したいことがあるようですので、お願いします。

基準部長 次第の1ページをご覧ください。  
昨年の答申写しを添付してありますが、次のページの2項目目に高知労働局への要望事項がございます。

(1)は支援策の一つである業務改善助成金について最賃の効力発生日を踏まえた周知と活用を図ることです。

昨年答申されたあと、9月に物価高騰によって利益率が下がった事業者へパソコンや乗用自動車設備投資として認められる制度拡充が行われましたので、すぐに事業者団体などへの周知依頼と最低賃金の広報と合わせて周知という取り組みを行いました。

(2)は、行政機関から民間企業に業務委託時に最賃の履行確保が支障ないように要請するという点に関しては、行政機関連絡会議等において要請させていただいております。

(3)は、支援策の拡充が行われた際に、迅速に事業主に周知を図るということでございます。

こちらにつきましては、昨年9月の拡充後12月にも小規模事業場の助成上限額が上がるという拡充が再度行われましたので、高知局版助成金リーフレットを作成し、事業主団体へ周知いたしました。

その結果、次第に添付しております資料12ページ下段になりますが、3年度は申請18件であったところ、43件の申請がございました。

業務改善助成金の周知は、最低賃金の引上げ前に行うことが有効であると

いう観点から、本年度において引き続き当該助成金が設けられることが、確定した4月から各種団体の機関紙やHP、総会や事業者が集まる会合などで周知させていただきました。

また、7月下旬には県と共催で制度説明会を開催することとし、再度、団体をお願いするとともに、労働局から直接約2,000の事業場に開催案内及び活用のご案内を送付させていただきました。

その結果は、またご報告させていただきますが、6月末時点で既に11件の申請をいただいております。少ないように見えますが、昨年6月末時点では申請1件でしたので大きく伸びていると感じています。

引き続き、業務改善助成金の活用促進を図ってまいります。

会 長            事務局のただ今の説明で何かご意見はありますでしょうか。

意見なし

会 長            以上で本日予定していました議題は全て終了しました。ほかに何かございますか。

意見なし

会 長            ないようでしたら、閉会といたします。

なお、高知県最低賃金の専門部会及び電子の特別小委員会の各委員におかれましては、暑い時期で大変でございます。また、台風も心配な時期になっていますが、円滑な審議について、よろしく願いいたします。

[閉会]    午前11時05分